

マスク着用の考え方の見直しに伴う市の対応 ①

【現在のマスク着用の基準】

	距離が確保できる	距離が確保できない
【屋外】		
会話をする	<p>マスク必要なし</p> <p>目安2m以上</p>	<p>マスク着用推奨</p>
会話をほとんど行わない	<p>マスク必要なし</p> <p>公園での散歩やランニング、サイクリングなど</p>	<p>マスク必要なし</p> <p>散歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面</p>
【屋内】		
会話をする	<p>マスク着用推奨</p> <p>目安2m以上</p> <p>※十分な換気など環境が比較的良好な場合は例外も可</p>	<p>マスク着用推奨</p>
会話をほとんど行わない	<p>マスク必要なし</p> <p>目安2m以上</p> <p>読書を黙って行う図書館での読書、芸術鑑賞</p>	<p>マスク着用推奨</p> <p>通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう</p>
<p>高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。</p>		

就学児について (小学校から高校段階)

マスク着用の必要がない場面

- 屋外**
 - ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
 - ＜例＞離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
 - ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写実活動等）
- 屋内**
 - ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
 - ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合は、各競技団体が作成するガイドライン等を参照しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の就学前児について

2歳未満
マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども
他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

マスク着用の考え方の見直しに伴う市の対応 ②

【マスクの着用の見直しの考え方等】

新型コロナウイルス感染症対策本部
における決定（2月10日）

- **マスクの着用は個人の判断に委ねる**ことを基本とする。
- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、**利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容**される。
- 重症化リスクの高い人への感染を防ぐための**マスク着用が効果的な場面があることに留意**すること。
- 個人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、**個人の主体的な判断が尊重**されるようにすること。
- **5月8日**に予定されている新型コロナウイルス感染症の**感染症法上の位置づけの変更**に伴い、業種別ガイドラインは廃止され、事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

マスク着用の考え方の見直しに伴う市の対応 ③

対応方針（案）	2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「 マスクの着用の見直しの考え方等 」に準じた対応をとるとともに、5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う対応を先行的に準備する。			
市民に対する周知等	「 マスクの着用の見直しの考え方等 」を周知する。 また、 今後の市の対応について、各所属ごとに市民等に周知して理解を得るよう努める。			
時期的区分	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 2/20 ← 3/13 市議会定例会 3/14 中学校卒業式 3/20 小学校卒業式 4/1 4/9 府議選 4/23 市長選市議選 5/8 </div>			
対応要領（案）	市役所等	マスク	現基準（マスク着用） 個人の判断 （窓口等において市民と接する場合等は、できるだけマスク着用を推奨） * マスク着用が効果的な場面があることに留意	個人の判断
	市役所等	アクリルパーテーション	（窓口・執務場所）アクリルパーテーション 設置を維持 5/8以降の設置要領を決定 会議等において 設置は必要なし 、身体的距離が取れず会話をする場合はマスク着用を推奨	(案) 机上撤去 カウンター設置維持
	市役所等	行動記録	記録作成	3/13以降、 記録作成は求めない。
	学校等	現基準で対応		文科省通知に基づき対応予定

* 市議会定例会における対応は、議会運営委員会、選挙に係る対応は選挙管理委員会で決定